

学校給食における選択制のデリバリー方式の解消に向けた取組について（報告）

1 概要

令和 3 年 9 月に策定した「学校給食の充実に向けた給食提供体制の見直し方針」で示した「当面の取組※」により、43 校の中学校における選択制のデリバリー方式を 5 年以内に解消する。

※：2 の(1)~(4)の取組

2 取組内容

令和 4 年度以降、以下の取組を順次実施する。

(1) 五日市地区学校給食センターの受配校拡大

五日市地区学校給食センターの調理能力の余力に応じ、近隣のデリバリー方式の実施校を当該給食センターの受配校に切り替えて給食提供を実施する。 [令和 4 年度：1 校]

(2) 自校調理場における親子方式化

暫定的な取組として、調理能力の余力がある自校調理場から近隣のデリバリー方式の学校への給食提供を実施する。 [令和 5 年度：8 校]

(3) 「広島市学校給食事業協同組合」による食缶方式での給食提供

暫定的な取組として、デリバリー給食の調理・配送を担っている「広島市学校給食事業協同組合」により、現在のランチボックス方式から食缶方式に切り替えて給食提供を実施する。 [令和 4 年度：4 校、令和 5 年度：6 校、令和 6 年度：13 校]

(4) 可部地区学校給食センターの拡張建替え

老朽化が著しい可部地区学校給食センターについて調理能力を拡張して建て替えを行い、近隣のデリバリー方式の実施校への給食提供を実施する。 [令和 7 年度：11 校]

3 中学校別の移行スケジュール（予定）

区	中学校名	取組内容	開始年月
中区	幟町	(3) デリバリー組合食缶	6年4月
	吉島	(3) デリバリー組合食缶	6年4月
	国泰寺	(3) デリバリー組合食缶	5年4月
	江波	(3) デリバリー組合食缶	6年4月
東区	温品	(2) 親子(温品小)	5年9月
	戸坂	(3) デリバリー組合食缶	6年4月
	牛田	(3) デリバリー組合食缶	6年4月
	二葉	(3) デリバリー組合食缶	4年9月
	福木	(2) 親子(上温品小)	5年9月
	早稲田	(2) 親子(早稲田小)	5年4月
南区	大州	(3) デリバリー組合食缶	4年9月
	段原	(3) デリバリー組合食缶	6年4月
	翠町	(3) デリバリー組合食缶	5年4月
	仁保	(3) デリバリー組合食缶	6年4月
	楠那	(2) 親子(楠那小)	5年4月
	宇品	(3) デリバリー組合食缶	4年9月
	西区	中広	(3) デリバリー組合食缶
観音		(3) デリバリー組合食缶	6年4月
己斐		(3) デリバリー組合食缶	5年4月
庚午		(3) デリバリー組合食缶	5年4月
井口		(3) デリバリー組合食缶	6年4月
古田		(3) デリバリー組合食缶	6年4月
己斐上		(2) 親子(己斐上小)	5年4月
井口台		(2) 親子(鈴が峰小)	5年9月

区	中学校名	取組内容	開始年月
安佐南区	安佐	(4) 可部センター	7年度中
	安西	(3) デリバリー組合食缶	6年4月
	安佐南	(4) 可部センター	7年度中
	長東	(2) 親子(長東西小)	5年9月
	高取北	(3) デリバリー組合食缶	5年4月
	城山北	(4) 可部センター	7年度中
	東原	(3) デリバリー組合食缶	5年4月
	大塚	(1) 五日市センター	4年9月
	白木	(4) 可部センター	7年度中
安佐北区	高陽	(4) 可部センター	7年度中
	落合	(4) 可部センター	7年度中
	日浦	(4) 可部センター	7年度中
	亀崎	(4) 可部センター	7年度中
	三入	(4) 可部センター	7年度中
	口田	(4) 可部センター	7年度中
	中等教育	(4) 可部センター	7年度中
	安芸区	船越	(2) 親子(船越小)
矢野		(3) デリバリー組合食缶	4年9月
瀬野川東		(3) デリバリー組合食缶	6年4月

注 1：(1)~(4)は上記 2 の(1)~(4)を示す。

注 2：(2)に併記している小学校名は親子給食の親校を示す。

4 可部地区学校給食センターの拡張建替え

(1) 建設候補地

安佐市民病院跡地（安佐北区可部南二丁目1番1号）（第一種住居地域）

ア 理由

当該跡地は、可部地区学校給食センターを建て替えるために必要となる以下の条件を満たす希少な公有地である。

- ・ 調理能力の増強に伴う大規模な給食センターが建設可能な用地面積（約10,000㎡）
- ・ 調理後1時間以内に、安佐北区及び安佐南区の一部の広範囲に配送が可能な立地場所
- ・ 早期の建替えが可能な未利用地

イ 留意事項

学校給食センターは建築基準法上、工場の種別に該当するため、当該地に整備するに当たっては、公聴会を開催して近隣の利害関係者の意見を聞くとともに、学識経験者等により構成される市の建築審査会に説明し、同意を得た上で建築特例許可を受ける必要がある。

このため、現在の住環境を維持・改善できるよう十分な環境対策を盛り込んだ計画を策定するとともに、当該施設に地域のにぎわいづくりに資するような機能を付加することを検討する。

(2) 施設規模

12,000食程度

(3) 受配校

現在の可部地区学校給食センターの受配校及び、選択制のデリバリー方式を採用している安佐北区及び安佐南区の一部の中学校に加え、一部の自校調理校の小学校を受配校とする。

(4) 今後のスケジュール（予定）

